

「救急医療情報キット」 を配布します

緊急時に救急車を呼んだ際、救急隊が個人に必要な医療情報等が確認できるよう、比企広域消防本部管内7市町村統一で「救急医療情報キット」を作成しました。これは、キット内の用紙にかかりつけ医や薬情報などの必要事項を記入し、自宅の冷蔵庫の扉表面に貼り付けるもので、個人の緊急時には、必要に応じて駆けつけた者がその内容を確認し、医療機関に提供するなどしてスムーズに対応することを目的としています。

対象となる方には民生委員が配布しますが、希望する方は役場住民福祉課窓口でも配布しますのでお問い合わせください。

対象者

- ① 65歳以上の単身高齢者、
日中単身の高齢者、高齢者
のみの世帯
- ② 身体、知的、精神等に障害
のある方
- ③ 介護を要する方



問合せ

住民福祉課
☎ 82-1221

住民票の写し等の 第三者交付に係る 本人通知制度

本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正な取得による、プライバシーや財産の侵害を防ぐため、あらかじめ登録を申請された方に対して、本人の代理人や第三者からの交付請求により住民票の写し等を交付した際に、通知をお送りしてお知らせする制度です。

埼玉県内の各市町村で、平成22年6月1日から一斉に実施されました。

登録期間は3年となっておりましたが、平成25年6月1日より登録期間は廃止されました。現在登録者の方は自動継続となります。

登録に必要なもの

印鑑と運転免許証などの本人確認資料

手数料はかかりません。

手続きは、原則としてご本人が来庁され、申請書を提出していただくこととなりますが、詳しくは住民福祉課までお問い合わせください。

なお、同時に「住民票等の不正取得通知制度」も実施されております。こちらは登録の有無に関わらず、住民票などが不正に取得されたことが明らかになった場合に、ご本人に対して通知をお送りしてお知らせするものです。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221

付加年金について

付加年金は、国民年金第1号被保険者（自営業者、学生など）の独自の給付とされています。毎月の国民年金保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。

なお、国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納付できません。

付加保険料の納付を希望される方は、申出書の提出が必要となりますので手続きをお願いします。

問合せ 住民福祉課 ☎ 82-1221

児童手当現況届について

6月分以降の児童手当等（児童手当と特例給付を合わせて児童手当等といいます。）を受けるには現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか確認するためのものです。提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

* 詳細については受給者宛に現況届用紙等を郵送しますので、必ず6月28日（金）までに住民福祉課へ提出してください。現況届用紙等が届かなかった場合は、お問い合わせください。

問合せ 住民福祉課 児童手当担当
☎ 82-1221

